

業務指示書

コロンビア国トンネル分野ANLA組織強化アドバイザー業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：トンネル計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／トンネル計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：トンネル計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コロンビア及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りま。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(COP1 = 0.03889 円, US\$1 = 111.313 円, EUR1 = 121.453 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／トンネル計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.03 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月12日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
コロンビア国トンネル分野ANLA組織強化アドバイザー業務

| 評価項目 | 配点 | |
|---|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small> | (60.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括／トンネル計画 | (60.00) | () |
| ア) 類似業務の経験 | 24.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 6.00 | |
| ウ) 語学力 | 9.00 | |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 12.00 | |
| オ) その他学位、資格等 | 9.00 | |
| ②副業務主任者 | (-) | () |
| カ) 類似業務の経験 | - | |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | |
| ク) 語学力 | - | |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | |
| コ) その他学位、資格等 | - | |
| ③体制、プレゼンテーション | () | () |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small> | - | |
| (2) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

好調な経済成長を遂げるコロンビアでは、国際競争力向上に向けた総合的インフラ整備が重要課題である。山岳が多い地形的条件を反映して、主要都市間の道路は山道が多いが、予算制約等から山岳に沿って道路と橋梁が整備されてきたため、都市間の道路距離の冗長及び交通所要時間の過多を招き、結果、高コスト物流の原因になっている。これに対し政府は2013年に「インフラ整備法」を制定し、効果的なインフラ整備にむけたプロセスを策定し、更に2018年迄のインフラ整備充実に向け、道路・トンネル・橋梁で構成されるメガインフラプログラム「第四世代投資」を策定した。

国家環境ライセンス局（以下、ANLA）は、インフラ事業等に対して建設技術・工法等の技術的評価及び環境影響評価を行い、環境ライセンスを発行しているが、上記法律で各分野の環境影響評価の体系的基準策定が義務付けられた事を受け、現行基準を見直す必要性に迫られている。ANLAは、道路・橋梁の建設については知見の蓄積があり、建設受託企業の「環境管理計画」等の評価基準は有しており、概ね適切に運用できるとしている。一方、トンネルは物流面から建設ニーズが高かったものの実績が少なく、環境影響評価基準があるものの建設技術・工法等の適切な理解と評価の能力が不十分であるとしている。

故に現状ではトンネル建設について不統一な評価・見解がANLAからなされており、技術的評価と環境影響評価基準の改訂は喫緊の課題である。

具体的には、ANLAは、トンネル建設の環境ライセンス発行に必要なトンネル特有の技術と建設に起因する地盤沈下並びに地表面・地下水の水位・流向の変動予測手法、評価手法、モニタリング手法、影響緩和対策工法のアドバイスを得たいとしており、そのための人材能力強化を目的に本案件を要請した。

2. 業務の概要

（1）業務の目標

トンネル建設に起因する地盤沈下並びに地表面・地下水の水位・流向の変動予測手法、評価手法、モニタリング手法、影響緩和対策工法等に関するANLA職員の能力が開発される。

（2）業務の範囲

本業務は、2016年2月にJICAがコロンビアANLAと締結したメモランダムに基づき実施される専門家派遣の枠内で、「2.（1）業務の目標」を達成するため、「3. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「4. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「5. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

(3) 期待される成果

成果 1. ANLA によりトンネル建設に起因する地盤沈下並びに地下水の水位・流向及び地表面水の変動予測手法、評価手法、モニタリング手法、影響緩和対策工法等の技術便覧が策定される。

成果 2. トンネル工法一般、トンネル湧水と地質との関係、トンネル環境影響評価技術手法（調査手法、地盤沈下並びに地下水の水位・流向及び地表面水の変動予測手法、評価手法、モニタリング手法、影響緩和対策工法）に関する ANLA 職員の能力が開発される。

(4) 活動の概要

1. 資料収集
2. 課題特定及び分析
3. トンネル事業に係る技術助言
4. 推奨行動計画案の作成
5. 現地セミナー

(5) 実施機関

国家環境ライセンス局 (ANLA)

(6) 対象地域

コロンビア全国、ボゴタ

(一部渡航ができない地域がある。外務省海外安全ホームページ危険情報参照。)

(7) 関連する援助活動

特になし。

3. 実施方針及び留意事項

(1) 技術便覧(案)の策定手順

技術便覧(案)の手順として、専門家は、上記に記載された活動をとおして技術的解説、技術資料の提供をカウンターパート(以下、C/P)に対して行う。これを受け C/P が技術便覧素案の作成を行う。作成の途中、C/P からの技術情報の要望を受け、専門家は技術便覧(案)への助言を行う。左記の助言を繰り返し、C/P が技術便覧(案)を取りまとめる。

(2) 技術便覧の作成

C/P が関係機関に対して技術便覧(案)をパブリックコンサルテーションした後、

最終的な技術便覧を作成することとしている。

(3) 業務の柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントはプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性につき適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA はこれら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（契約変更等）を行うこととする。

(4) プロジェクト実施に係る ANLA の費用負担

ANLA は、自らの経費で、関連する他の機関と協力して以下の事項を短期専門家に提供することをメモランダムで合意している。

- 1) ボゴタ、ANLA 庁舎における短期専門家のための作業スペースおよび事務用機器。
- 2) 必要に応じ短期専門家の入国ビザ取得のための支援。
- 3) 英語に堪能なカウンターパート 3 名の割当。
- 4) これまでの EIA 報告書および関連技術基準に関連するデータおよび情報の英文での提供
- 5) 必要に応じた、短期専門家による現地調査のための立入許可への支援。

(5) 契約の期間

本業務については、業務期間（2017 年 7 月から 2018 年 6 月、12 カ月間）を一括の複数年度業務実施契約にて実施する予定であるが、上記 (3) の方針の通り、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く様々な環境の変化に適切に対応するため、JICA とコンサルタントは十分な協議と双方の合意に基づき、契約内容の変更等を行うこととする。

4. 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

(1) 業務全般

短期専門家は、以下の全般的な活動を行う。

- 1) ワークプランを最終化するために、C/P と協議する。
- 2) 定期的に C/P 及び関係者との打合せを行い、各自の進捗状況を確認する。
- 3) 派遣毎に C/P と個別面談を行い、今派遣時、次回派遣時の派遣毎ワークプランを

設定する。

4) 現地業務結果報告書を作成し、C/P 及び JICA コロンビア支所に報告する。

活動 1

(2) 既存資料の情報収集

専門家は、C/P の協力を得て、当該活動に必要な既存資料の収集、分析、整理を行う。

- 1) トンネル施工技術に関する基礎資料（環境調査、技術報告書並びにマニュアル）
- 2) 日本におけるトンネル建設に関する地盤沈下、地表面・地下水の水位・流向変動および地表水の変動への環境影響予測技術、モニタリング手法及び環境緩和対策工法
- 3) C/P よりコロンビアにおける地形及び地質の状況、地下水の状況等の自然的条件の記載された資料の提供を受け、分析する。

活動 2

(3) 現状と課題の確認

コロンビアにおけるトンネル建設に伴い生じる環境上の問題、それら問題を予測、モニタリング、対策をする技術の現状と課題について分析を行う。

活動 3

(4) 技術便覧（案）の作成支援

専門家は、コロンビアの現状課題を整理したうえで、同国による技術便覧制定に向けた技術便覧（案）を作成に必要な調査手法、トンネル建設に起因する地盤沈下並びに地表面・地下水の水位・流向の変動予測手法、評価手法、モニタリング手法、影響緩和対策工法等の技術情報を提供する。C/P スタッフに対して技術便覧（案）作成に必要な技術的助言・追加的情報の提供を行う。

活動 4

(5) 推奨行動計画案の作成

専門家は、現状の課題点を活用し、専門家派遣完了後に C/P によるコロンビアのトンネル建設に係る能力向上/適切な実施を行うための推奨行動計画案を作成する。推奨行動計画案には強化すべき技術内容、必要機材等を含めるものとし、上記作成後、C/P と協議し必要に応じた修正を行い、最終的に C/P へ提出する。

活動 5

(6) 知見移転（現地セミナー/ワークショップ）

現地セミナーを通して、以下の内容を C/P へ説明・意見交換する。回数は、最大計

4回を想定している。内容については、①日本のトンネル工法一般、②トンネル湧水と地質との関係、③日本のトンネル環境影響評価技術手法（調査手法、地盤沈下並びに地下水の水位・流向及び地表面水の変動予測手法、評価手法、モニタリング手法、影響緩和対策工法）の紹介を想定しているが、回数と内容は、C/Pとのワークプラン協議をとおして決定すること。

（7）国内作業期間

- 1) コロンビア派遣時に設定した各自の課題進捗状況をメール等で確認する。
- 2) 参考資料等から各自の課題実施に必要な情報等を収集・整理する。
- 3) 設定課題の進捗状況を基に次回現地派遣期間の活動内容をワークプランに反映し、C/Pと協議するワークプラン案を作成する。
- 4) JICA 社会基盤・平和構築部に前回現地派遣時の活動内容を報告するとともに次回現地派遣時のワークプラン案を説明する。

（8）帰国後整理期間

最終現地派遣期間終了後、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部に提出する。

5. 成果品等

（1）報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（ウ）専門家業務完了報告書とする。

（ア）ワークプラン（各派遣時）

（和文2部：JICA 社会基盤・平和構築部、JICA コロンビア支所）

（西文5部：C/P 機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

（イ）現地業務結果報告書（各派遣時）

（和文2部：JICA 社会基盤・平和構築部、JICA コロンビア支所）

（西文5部：C/P 機関）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ その他

(ウ) 専門家業務完了報告書（和文3部）（製本版）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 現状の課題分析
- ③ 業務の課題
- ④ ワークプラン
- ⑤ 現地業務結果報告
- ⑥ 業務の達成状況
- ⑦ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ⑧ 助言技術（セミナー内容等）、残された課題及び推奨行動計画案
- ⑨ その他

体裁は製本とし、電子データを併せて提出することとする。

なお、特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。

(2) 技術協力成果品等

以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクトの進捗に合わせて、現地業務結果報告書及び専門家業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ① セミナー資料（西文5部・電子データ2部：C/P機関、JICAには現地業務結果報告書及び専門家業務完了報告書に和文記載）
- ② 推奨行動計画案（西文5部・電子データ2部：C/P機関、JICAには現地業務結果報告書及び専門家業務完了報告書に和文記載）

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本業務については、プロジェクト期間（2017年7月から2018年6月、12カ月間）を一括の複数年度業務実施契約にて実施する予定である。

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約 12.93M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- a) 総括／トンネル計画（2号）
- b) トンネル施工
- c) 地質評価
- d) 水理評価分析
- e) 環境社会配慮

(3) 通訳

本業務には、通訳（西語）の配置を認める。本邦、第三国からの参団、現地雇用等についてはプロポーザルにて提案すること。なお、経費は直接費のみとする。

3. 配布資料および参考資料

【配布資料】

- ・ TOR 協議結果報告書
- ・ ANLA Information（英語）

【参考資料】 JICA 図書館ホームページで閲覧可能

- ・ 「コロンビア国 ボゴタ平原持続的地下水開発計画調査」ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_705_11609088.html
- ・ 「ボゴタ首都圏防災対策基本計画調査」最終報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_705_11704889.html
- ・ 「コロンビア・ペルー 物流インフラ情報収集・確認調査」ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/700/700/700_705_12176707.html

5. 調査補助要員

下記調査は、現地再委託に限らず調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、経費節減の観点も含めた上で、最も合理的と考えられる詳細な方法をプロポーザルにて提案すること。

(1) セミナー開催、その他 C/P との連携活動に係る業務調整

6. 特記事項

(1) 執務環境等

便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

なし（業務従事者が車両手配を行う。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 執務スペースの提供

C/P が執務スペースを提供します（ネット環境は必要に応じて業務従事者にて整備）

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAコロンビ

ア支所、在コロンビア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

